

裁判員経験者の意見交換会議事概要

福井地方裁判所

1 日時

平成25年7月3日(水)午後3時から午後4時40分まで

2 場所

福井地方裁判所第1会議室(3階)

3 出席者

司会者 揖斐 潔(福井地方裁判所長)

裁判所 鵜飼祐充(福井地方裁判所刑事部総括判事)

検察庁 橋本修明(福井地方検察庁次席検事)

弁護士 端将一郎(福井弁護士会)

裁判員経験者 1番～8番 7人(7番は欠席)

4 議事概要

司会者あいさつ

(司会)

意見交換会を始めさせていただきたいと思います。本日は、お忙しい中、この意見交換会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。意見交換会の司会を務めさせていただきます福井地方裁判所長の揖斐と申します、宜しくお願いいたします。

裁判員制度が始まりましてから4年が経過いたしました。この間、当庁におきましても、25件の裁判員裁判を実施いたしました。多くの方々に裁判員裁判に御参加していただくことができました。この意見交換会では、裁判員を経験していただいた皆さんから、裁判員選任の手續、あるいは、審理、評議、判決などにつきまして、率直な御意見や御感想をお伺いし、その御意見を県民の方々にお伝えしていきたいと考えております。また、法曹三者が立ち会いまして、皆さんの御意見を今後の運用の参考にさせていただきたいと考えています。

現在，裁判員制度の見直し作業が始まっておりますので，より良い裁判員制度とするため，裁判員を経験された皆さんからの率直な御意見や御感想をお伺いしたいと考えております。皆様が，裁判員を経験されて，よかったと思われたこと，不安に感じられたこと，改善を要すると思われたことなど，どのようなことでも結構ですので，自由に御発言いただければと思っている次第です。

法曹三者の自己紹介

(司会)

最初に，本日の意見交換会に参加いただきます法曹三者からの自己紹介をお願いいたします。肩書と氏名のみで結構ですので，検察官，弁護士，裁判官の順でお願いいたします。

(検察官)

福井地方検察庁の次席検事橋本と申します。宜しくお願いします。

(弁護士)

福井弁護士会の刑事弁護委員会副委員長，裁判員裁判を担当しております弁護士の端と申します。宜しくお願いします。

(裁判官)

意見交換会のすべての事件に立ち会いました裁判官の鵜飼と申します。宜しくお願いします。

裁判員経験者の簡単な感想，印象

(司会)

続きまして，今日おいでいただいた裁判員経験者の皆さんがどのような事件に立ち会われたか，裁判員裁判を担当しました鵜飼裁判官の方から紹介させていただき，それぞれ皆さんから，立ち会われた事件について，簡単に結構ですから，一言ずつ感想や印象を述べていただきたいと思います。それでは，鵜飼裁判官お願いします。

(裁判官)

裁判員経験者 1 番の方の事案は，被告人 A が，自宅において義兄を刃物で刺して死亡させた殺人の事案で，殺意が有るのか無いのかと量刑が争点でした。

(司会)

それでは，何か一言，感想や印象などお願いします。

(1 番)

これまで裁判所に来ることもなく，すべてが初めての経験でした。被害者家族がより重い刑を求めたことに対して，とても精神的に辛かったとの印象を持ちました。

(裁判官)

裁判員経験者 2 番と 3 番の方は同じ事案で，被告人 B が自宅において，知人を包丁で切り付けて殺害しようとしたものの，未遂に終わった殺人未遂の事案でした。殺意が有ったのか無かったのか，中止犯が成立するか否かと量刑が争点でした。

(2 番)

裁判所に来るのは初めてで，裁判所ってどんなところだろう，どういう風にして裁判をしているのか全然知りませんでした。実際，裁判員になってみると，両者の色々な思いとかがあり，意見を出して，話し合いをして，裁判をして，僕はとても良い経験になりました。

(3 番)

今までは，このような事件に対してちょっと拒否的な反応で，新聞をなるべく見ないようにしていたのですが，裁判員になって，特に裁判員裁判の記事なんかを，今では自然に見るようになった自分が不思議であるなと思ったのと，今回の事件の場合は，加害者が一方的に悪いとは言えないもので，ちょっと裁判を決めるまでの間もいろんなことで悩んだのですが，皆さんのいろんな意見を聞いたりして，話し合いをして決めた結果，執行猶予が付いた事件でした。今になってその判決を貰った人はどうしているのだろうと，つい考えてしまうような時もある

ので、決めて終わりということで良かったのかなとの心残りがありました。

(裁判官)

裁判員経験者 4 番の方の事案は、被告人 C が、民家において金銭を盗んだところ、被害者に追い掛けられ、自動車を運転して逃げる際に被害者に自動車を衝突させて傷害を負わせた強盗致傷の事案で、量刑が争点でした。

(4 番)

裁判所に行くのは初めてで、裁判員裁判を経験してから、3 番の方と同じように、裁判員裁判の記事が新聞に出ているとよく見るようになりました。それと自分が担当した事件については、私の家族もひょっとすると被告人になってしまう可能性があると思いました。

(裁判官)

裁判員経験者 5 番の方の事案は、暴力団員であった被告人 D が、ビジネスとして覚せい剤などを密売するなどしていた麻薬特例法の事案で、幫助犯が成立するのかが争点でした。

(5 番)

裁判所に来るのは初めてでした。裁判員候補者として呼ばれまして、本当に自分で良いのかどうかとの不安と良い経験ができるとの期待がありました。私が担当させていただいた事件は、小さな証拠の積み重ねということで、それを評価していくことが多く、それを検討したことが良い経験であったと思います。

(裁判官)

裁判員経験者 6 番の方の事案は、外国人の被告人 E が、共犯者らと共にコンビニ強盗を行い、店員に傷害を負わせた事案で、被害金額、被告人の共犯者間における立場、量刑が争点でした。被告人は日本語ができたことから、大部分の手続を日本語で行うことができました。先に区分審理で行った 2 件のコンビニ強盗事件と併せて量刑を決めました。

(6 番)

私も初めて裁判所というところに来ましたが、事件的にはただのコンビニ強盗だったので、軽い感じであるかと思いました。家族の者に裁判員になってしまったと相談しましたが、良い経験になるからやってみたらと言われました。やってみましたところ、なかなかできないことだったので良い経験をしたと思っています。

(裁判官)

裁判員経験者 8 番の方の事案は、外国人の被告人 F が、共犯者らと共にコンビニ強盗を行い、店員に傷害を負わせた事案で、量刑が争点でした。この事件の被告人は、裁判員 6 番の方の事案の共犯者でした。被告人は日本語ができず、ほとんどの場面で通訳を介して手続を進めました。他の 1 件のコンビニ強盗事件と併合審理して量刑を決めました。

(8 番)

裁判員がまさか自分に当たるとは思っていませんでした。実際に裁判を一緒にさせていただいて、裁判とはこんな風にするのかと知ることができました。今回のコンビニ強盗は小さい事件であると思っていたのですが、事件について細かく表にしたりして、一般市民として、非常に考えさせられることがすごくありました。

選任手続について

(司会)

ありがとうございました。それでは、裁判員裁判の流れに沿って、順番に意見交換をお願いしたいと思います。

裁判員裁判では、法廷で審理し、裁判員と裁判官とが評議し、その結果に基づいて判決を宣告するという流れを取っており、その審理の前に、皆さんを裁判員として選任する手続があったと思います。まず、選任手続から、御意見、御感想を伺いたいと思います。

はじめに、皆さんは、裁判員裁判に参加することに支障はありませんでしたので

しょうか。例えば、休暇は取りやすかったでしょうか。仕事の調整の苦労はなかったでしょうか、御家庭の理解は得られましたでしょうか。

(2 番)

僕が勤めていた会社は、自分を公休扱いしてくれました。それは、良かったのですが、実際、平日に休みを取りますので、仕事をしている人は大変かなと思いました。

(司会)

特に取りにくかったということはなかったですか。

(2 番)

なかったです。

(司会)

他の方は、いかがでしょうか、先ほど御家族に相談されたとの話がありましたが、6番の方、いかがでしょうか。

(6 番)

会社に裁判員になったことを報告しまして、休みをいただきましたので、特に問題はありませんでした。

(司会)

次に、裁判員に選任されると思っていた方が多かったと思いますが、裁判員に選任されたときの御感想をお伺いしたいと思います。

(5 番)

実は、1年間の裁判員のリスト登録にあがった時から、裁判員候補者として呼び出しを受けるまでに相当の期間がありまして、実際に候補者として呼び出し書類を受け取った時には、一瞬自分は何かしたのかなと驚きましたが、よく見てもたら、ついに呼ばれたなと思いました。候補者として呼び出しを受けましたが、自分としては裁判員に選ばれるのではないかとの予測が的中し、腹をくくった状態で裁判員裁判に臨むことができました。

(司会)

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。裁判員として従事する時間が長かった3番の方、何か選任されたときの感想はございますか。

(3番)

正直、家に帰って、家のことをしていても事件のことが頭から離れなかったことが、ちょっと悩みになっていたかなと思います。その他は、特になかったように思います。

(裁判官)

選任されてから終わるまでの期間が2週間くらいありましたが、長かったでしょうか。

(3番)

長かったと思いますが、難しい事件でしたので、仕方ないかなとの気持ちが大きかったと思います。

(裁判官)

裁判所に来られるのも初めてだった方がほとんどだと思いますが、行きにくかったとか、不安に感じたこととかはありませんでしたか。

(2番)

裁判所自体、行く機会はほとんど無いですし、気軽に来て良いということも知らなかったし、閉鎖的な感じを持っていました。

(弁護士)

選任されてから審理が始まるまで、1日から4日程の期間がありましたが、その期間というのは適当であったかどうか、もう少し心の準備があった方が良かったのか、あるいは、直ぐに始めて欲しかったのか、何か御意見があればお伺いしたいと思います。

(4番)

私としては、期間が開きすぎますと家庭のこともありますから、早いほうが良

かったと思います。期間が長いと負担になったと思います。

(裁判官)

4 番の方の場合は，金曜日に選任手続があって，月曜日から審理が始まったもので，土日を挟んだ形になってはいますが，この程度の期間が適当であったということでしょうか。

(4 番)

はい。

(5 番)

私の場合は，間が5日間くらいあったと思うのですが，実際に裁判員になってみて，会社との休暇等の調整もできたことから，四，五日か1週間程度あった方が良かったと思います。

審理について

(司会)

それでは，次に審理に入りたいと思います。裁判員となられて審理に立ち会われることになったのですが，審理について，御意見，御感想をお聞きしたいと思います。審理は，被告人の人定質問から始まり，罪状認否の後，検察官及び弁護人からの冒頭陳述，供述調書等の証拠書類の朗読，証人尋問や被告人質問，論告，弁論の順に進んだと思います。

裁判員裁判では，検察官，弁護人，裁判官それぞれが分かりやすい審理にするように，様々な努力，工夫をしまいましたが，皆さんが実際に参加された感想として，分かりやすい審理といえたかどうか，率直な感想をお聞かせいただきたいと思います。特に，分かりやすい審理という観点から，改善が必要であると思われることがありましたら，是非，御意見をお聞かせください。

最初に，検察官及び弁護人の冒頭陳述についてお聞かせいただきたいと思います。検察官及び弁護人は，分かりやすい審理を目指して，それぞれの事件の冒頭陳述について工夫していると思いますが，審理に立ち会われて，検察官や弁護人

による冒頭陳述の情報量としては適切でしたでしょうか。配布された文書は分かりやすかったでしょうか。御意見や御感想をお聞かせいただければと思います。例えば4番の方，検察官からの冒頭陳述に図面などが書き込まれていましたが，分かりやすさという点についてはどうでしたでしょうか。

(4番)

分かりやすかったと思います。

(司会)

特にこれは分かりにくかったということはなかったですか。

(4番)

現場の地図が出ていました。ぱっと見たときには，何だろうと思いましたが，手続を進めていく中で，分かりにくいとは感じませんでした。

(司会)

6番の方，検察官の冒頭陳述における情報量としてはどうだったでしょうか。多かったのか，少なかったのか，こんなことをすればもっと良くなったのではないかという御意見がありますでしょうか。

(6番)

簡単であったので，特に感じたことはないです。分かりやすい説明もありましたし，難しい専門用語も出てきませんでしたので，一般の人でも分かりやすかったと思います。

(司会)

情報量の点では，多すぎたりとか，少なすぎたりということはありませんでしたか。

(6番)

期間的にも短かったですし，特になかったです。

(裁判官)

8番の方は，事件が二つありまして，同じようなコンビニ強盗で，説明を聞いて

ていても区別がついていたのかどうかちょっと心配だったのですが，その点はどうでしょうか。

(8 番)

事件に出てくる人物が結構多かったのと外国人であったことから，あまり慣れていなくて，ちょっと自分の中では分かりにくかったところがあったかなと思います。冒頭陳述メモなどに関しては，このような資料が無かったらまったく分からなかったと思います。

(裁判官)

このような記載等がなされていたので，事件の流れについていけたということですね。

(8 番)

はい。

(弁護士)

他の件で裁判員を経験された方の意見を聞く機会があったのですが，始めの冒頭陳述の時には一番緊張していらっちゃって，その中で検察官や弁護人の冒頭陳述メモを見始めて，ようやく事件を理解していきましてとの意見を聞いたことがあるのですが，法廷の少し段の高くなっているところで初めて見る冒頭陳述メモは，分かりやすかったですでしょうか。

(1 番)

手元にあって検察官もその資料に沿った話をしていただいていますから，とても分かりやすく，資料として十分だったと思います。

(司会)

検察官の方で付け加えて何かございますか。

(検察官)

冒頭陳述メモを見やすいように，分かりやすいようにと改善を行っているところですが，情報量が多くて文字が小さかったとか読みづらかったという方はいら

っしゃいませんでしょうか。

(裁判官)

2番, 3番の方の事件は, 争点が沢山ありまして, 結構細かい文字となっていてしまっていますが, 読みやすかったですでしょうか。

(検察官)

事件では1枚にしていますが, もう少し文字を大きくして2枚にするのか, 1枚でこの文字の大きさが良かったのかどうか, その点をお伺いしたいと思います。

(2番)

文字は見やすく読みづらいことはありませんでした。弁護士の冒頭陳述メモは白黒だったのですが, 検察官の冒頭陳述メモが色分けしてあったので分かりやすかったと思います。

(弁護士)

資料に関してなのですが, 冒頭陳述メモなどは1枚にまとめた方が使い勝手がいいのか, 二, 三枚に分かれていても使い勝手には支障がないものなのか, それについて御意見があれば教えていただきたいです。例えば, 1番の方の事件では, 弁護士の冒頭陳述メモを2枚として, ごちゃごちゃと凝縮しないような形にしたのですが, この点について1枚にした方が良かったかどうかの御意見があれば教えていただきたいのです。

(1番)

1枚分で見える方が分かりやすいかということではなく, 何が重要なところで, 何を表示する必要があるのかの視点から, 1枚ではっきり分かることができたので, 自分は1枚の方が見やすかったです。

(裁判官)

評議などで裁判員の方を見ていると, 何度もめくるよりも, 1枚の方が一覧しやすいかもしれませんね。検察官は基本的に1枚で, 弁護士は2枚が多いですかね。

(5 番)

確かに，弁護人の冒頭陳述メモは2枚で，1枚にもできたかなと思いますが，比較してということもありましたので，それほど使い勝手が悪かったという印象はありませんでした。ただ，1枚の方が楽であったかなと思いました。

(司会)

ありがとうございました。それでは，次に進みたいと思います。審理全体についてですが，審理全体は分かりやすかったかどうかの観点での御意見をいただければと思っております。また，分かりにくかったとすれば，その理由として，どんなところが分かりにくかったでしょうか。

(裁判官)

皆様にご覧いただいたアンケートで，本日御出席いただいている方の回答であるかどうか分かりませんが，アンケートの結果によりますと，5番の方が立ち会われた覚せい剤の事件が，審理全体の分かりやすさの割合が他の事件に比べて低い結果になっています。それから，被告人A事件及び被告人B事件は，証人や被告人が法廷で話す内容が分かりにくかったとの結果になっています。多分これには，事案の内容が複雑であったり，被告人及び証人の話し方や質問の仕方によっても色々感じ方が違ってくると思いますが，アンケート結果としてはこのような回答となっています。

(5 番)

確かに，覚せい剤関係でしたので，証拠の積み重ねがメインとなるところだったように思います。したがって，証拠写真を数時間に渡って見せられることとなりました。正直，疲れたとの印象があります。もう少しまとめられたなら良かったかなと思いましたし，そのような声も実際ありました。その時点で，やはり把握しきれなかったり，つじつまが合わなくなっているところが出てくるものですから，そこのところで，分かりにくかったのではないかと思います。

(裁判官)

B事件は、証人や被告人が法廷で話す内容が分かりにくかったとのアンケート結果となっています。分かりにくいという意味について具体的にわからないのですが、証人や被告人のしゃべり方なのか、質問の内容を上手く飲み込んでいないのか、そういった点で、分かりにくかったということがあったようです。

(3番)

被告人の話が聞こえにくかったということはあったと思います。すまないという気持ちが声になっていなかったのと、マイクから離れていたからなのか、声が出ていなかったのかわかりませんが、聞き取りにくかったと思います。

(司会)

マイクの音量が出ていなくて、聞き取りにくかったというところがあったようですね。その後、そうした御意見を踏まえまして、設備の改修をさせていただきました。貴重な御意見ありがとうございました。

弁護人の活動についても、分かりにくかったとの回答があったようです。E事件について、分かりにくかったとのアンケート結果があります。

(6番)

被告人もすべて認めている感じでしたし、質問にも素直に答えていましたし、分かりにくいことは無かったと思います。

(司会)

8番の方、F事件の弁護人の話に分かりにくかったところは無かったですか。

(8番)

私は、大丈夫でした。

(司会)

それでは、個別にお聞きしたいと思います。供述調書等の朗読や写真の展示等は集中して、聞いたり、見たりすることができましたか。情報量としては適当だったでしょうか。疲労感、負担感はなかったでしょうか。例えば、調書の読み上げなどで書証の取調べに時間を要したD事件の関係で、5番の方、いかがでしょ

うか。

(5 番)

確かに、長かったとの印象があります。私の場合は、大変でしたがしゃべられていることをほとんどメモに取っていましたので、他の方よりも事件の把握ができていたかなと思います。ただ、ちょっと長すぎたかなとも思いました。もう少しまとめていただけると良かったと思います。

(裁判官)

D 事件は、覚せい剤の継続した密売の事案であり、譲り受けた人の話が何件か出ていたということで、譲り受けた人の覚せい剤の譲り受け記録のまとめた文書が何人分か出ていたのと、もう一つは、その覚せい剤の譲り受け場面がひとつひとつの写真となって、かなりの数量、40部か50部ほどですが、ずっと警察官が1枚1枚証拠としてやり続けているもので、私も疲労感があったのですが、どうでしょうか。

(5 番)

本当に混乱するくらいでした。

(裁判官)

例えば、こういったやり方をしてもらえれば、もう少し理解しやすかったと思いますか。

(5 番)

時系列的にすべての写真が出ていましたが、常習者ということでまとめたり、後は同様の部分が何件かありますというように出してもらえれば分かりやすかったのかなと思います。

(裁判官)

すべて写真で説明がなされ、争われていたような場面も写真で、それを警察官が見ていたとする間接的なものだったのですが、本当に争われているような部分に関しては、例えば5分でも、10分でもビデオにして流した方が、その状況を

理解しやすかったのではないかと思います。

(5 番)

確かに、実際に見せていただいたのはすべて写真です。写真は一瞬でしかありませんから、把握しにくかったのではないかと思います。

(裁判官)

供述調書の数で言いますと、外国人の強盗事件に立ち会われた 6 番と 8 番の方になりますが、共犯者が直接出てくることが無くて、関与した共犯者はすべて調書を読み上げられる形になっていましたが、そのことについて、聞いていて疲れとかはなかったですか。

(6 番)

疲れることは無かったように思います。共犯者の調書内容を聞いて、被告人との関係、前後及び上下の関係が明示されたので、それは良かったと思います。

(司会)

8 番の方は、6 番の方に比べて、書証の取調べが長く 3 時間にも及んでいますが、いかがだったでしょうか。

(8 番)

通訳が関与していたので、最初それくらいの時間がかかるかもしれないとお聞きしていました。ただ、普段の仕事で座り続けることがないので、かなり時間が経つのが長いなどの感があり、疲労感がありました。

(検察官)

供述調書の朗読ですが、本来は調書を見ていただいた方が分かりやすいと常々思っているのですが、なかなかそうはいかないので、口頭で朗読するだけという形を取らせていただいています。読んでいてスピードをゆっくりしてもらった方が分かりやすいとか、間を取って読んだ方が分かりやすいとか、読み方について御意見があればお伺いしたいです。

(司会)

検察官が供述調書を朗読するスピードや間を取ることに付いてですが、1番の方、何かございますか。

(1番)

時間が経ってしまっているのですが、検察官と弁護人で受ける印象が違っていたと思います。

(司会)

どの様に違っていたのでしょうか、どちらが聞きやすかったのでしょうか。

(1番)

どちらかというのは覚えていません。

(司会)

他の方で、特に何かございますか。

(2番)

今の話とは別になるかもしれませんが、凶器の写真や実物を実際に見てみると生々しいと思いました。見なければならぬことは分かっていたのですが、実際見るとすごいなという感じでした。

(裁判官)

今のお話は、実際に法廷で凶器の包丁を提示したもので、リアル感があって良かったということですか。

(2番)

実際の凶器があった方が、話し合いに関しても、どの様に刺したのか、長さなどが見られたので、実物があった方が分かりやすかったと思います。

(司会)

供述調書ではなく、証人などに直接に話を聞きたかった、あるいは聞いた方が分かりやすかったのではないかと思ったことはありましたか。

(2番)

特にないです。

(裁判官)

事件によって違いまして、2番、3番の方の事件では、関係者におおかた聞いています。例えば、4番の方の事件の場合、基本的には被告人が少し話をしたのですが、被害者の方も、目撃者の方も来ていただいていたと思います。後は、外国人の強盗致傷事件で言えば、共犯者の方は誰も来ていなかったと思います。

(4番)

何度か名前が出てくる人がいましたが、どうしてこれだけ出てくるのだろうという人はいました。どういう人なのだろうと裁判員の皆さんが言っていました。

(司会)

例えば、その人について直接証人として聞きたかったという感じですか。

(4番)

そんな感じはしました。

(裁判官)

被害者や目撃者の方の顔が分かった方が良かったということですか。

(4番)

そうではないのですが、よく名前が出てくるからです。

(8番)

人物としては被告人の母親しか登場してこなくて、被害者や目撃者は書面でしかなかったのですが、特に来てもらって話を聞きたかったということは無かったかなと思います。

(裁判官)

共犯者については、いかがでしょう。

(8番)

共犯者は、居れば話を聞きたいなと思ったことはありますが、居ないならば居ないなりの審理をしなければならぬかなという感じです。

(6 番)

特にありません。

(裁判官)

強盗致傷の 6 番の方と 8 番の方に，コンビニの防犯ビデオを証拠として流させていただいたのですが，あれはあった方が良かったでしょうか，写真だけで構成して済ませてしまうのと，分かりやすさという点はどうでしたでしょうか。

(6 番)

D V D で見たものは生々しいですが，このように犯行が行われたのだということが直接入ってきますから，写真より分かりやすかったと思います。

(8 番)

6 番の方と一緒に，写真よりは，実際の映像を直接見る方が，良かったと思います。

(司会)

一般証人や被告人が法廷で話す内容は分かりやすかったかどうかの点ですが，アンケートの結果によりますと，A 事件や B 事件に証人や被告人が法廷で話す内容が分かりにくかったとの回答がありましたが，1 番の方は，いかがだったでしょうか。

(1 番)

事件が起きてから審理されるまでが 1 年以上経過していたこともあり，当事者が事件直後に警察で供述している内容と話している内容の食い違いがあり，そのことについて，どうして違うのかとの説明を求められていることに時間を取られていたことから，その点が分かりにくかったとの回答になったのではないかと思います。

(2 番)

被告人がモゴモゴしゃべっているので，聞き取りにくかったからだと思います。

(司会)

専門家証人の証言内容は分かりやすかったですでしょうか。専門家証人が関与した事件で言えば，A事件の被害者の傷の部分や解剖結果などにつき法医学の先生が，B事件の被害者の治療内容や生命の危険性などにつき医師がそれぞれ証人として来ておりました。その証言内容が分かりやすかったか，分かりにくかったという点です。

(裁判官)

1番の方は，法医学の先生に来ていただいて，写真などを見せることについて，結構弁護士が疑問を呈するなどして，かなり時間が掛かった事案ですが，これは聞いていて分かりやすかったかどうかです。

(1番)

先生がおっしゃることには，専門用語とかを使って話されることが多く，その専門用語については裁判長からの説明があったりとかして，用語についてはいいのですが，そうすることによって，結果的にそういうふうに至るというとらえ方が分かりにくかったのではないかと思います。

(裁判官)

2番，3番の方は，被害者を治療し，生命の危険性についての医師の証言でしたが，いかがだったでしょうか。

(2番)

専門用語とかが出てきていましたが，自分としては分かりやすかったと思っています。ただ，専門用語が出てきましたので戸惑いはありましたが，大丈夫でした。

(司会)

A事件の殺人事件やB事件の殺人未遂事件において，現場写真や被害者の写真を見て精神的に何かショックを受けるようなことはありませんでしたか。

(1番)

写真や図面で説明を受けましたが，それを見ることによって，精神的に負担を

感じることはありませんでした。

(2 番)

精神的な負担を感じることはなかったですが、驚きがあったくらいです。

(3 番)

写真を見ただけではそんなに後に残るようなことはなかったのですが、事件の起きた場所が有名な地区なものですから、その場所に行くところから事件があったのだと思い出してしまうのが、ちょっと困っています。

(司会)

今までのお話をお伺いしていると、写真だけでは、精神的なショックはなかったということですね。それから、A事件では、被害者の遺体の全身写真は証拠として出されていなかったのですが、鑑定書の資料として、怪我をした部分である胸部と頭部の写真のみが添付されていましたが、犯行態様を判断したり量刑を決める上で、上記のような部分写真だけで判断することができましたか。不都合なところはありましたか。

(裁判官)

どうやって刺したか、どれくらいの強さで刺したのかが法廷で争われていました、その先生から色々な模擬ケースを示していただいた記憶があると思うのですが、実際、遺体の写真というのは傷のある一部分のみで、それも鑑定書に付けていたものですから、あまり皆さんに証拠調べとして見ていただけることがなかったかと思います。

(1 番)

提示された資料として不足があったとは感じませんでした。

(検察官)

問題となる現場の写真が少ないかなと感じていたのですが、もう少し写真を多くして現場の状況を把握できるようにした方が理解しやすかったというようなことはありませんでしたか。他の方でも、写真があった方がよかったというような

ことはありませんでしたか。

(1 番)

同じように裁判員裁判をしていた方に、裁判終了後の記者会見の席で、DVDビデオなどにより現場をより鮮明に分かるようにするものがあれば良かったのということ saying it that way but I didn't feel that way.

(裁判官)

コンビニ強盗事件の写真は元々かなりあったのですが、必要な部分に絞った写真だけとDVDビデオにしたのですが、あの程度でコンビニ強盗事件の概要が分かりましたか。

(8 番)

あれくらいで良かったと思います。

(司会)

審理の部分で、検察官と弁護士からお聞きになりたいことがあるとのことなので、検察官からお願いいたします。

(検察官)

まず5番の方。D事件は覚せい剤の密売の事件でした。ふだん密売の状況は想像がつかないことだと思いますが、密売の状況について冒頭陳述や証拠などでいたいこんな風にやっているんだなとお分かりになりましたか。また、覚せい剤の害悪について証人尋問を行ったのですが、覚せい剤とはこんなに悪い物なのだと立証したことで量刑等を考える上で参考になったのかどうかをお伺いしたいと思います。

(5 番)

基本的に参考になった事が多々あったと思います。覚せい剤という観点ですが、確かに福井でもそんな事があるのかというのが率直に思ったことです。身近にあるんだなと思いました。覚せい剤ということになりますと、テレビの特番等の放

送を見てますので、ちょっとした知識はありました。それで、態様については結構理解ができたと思います。

(検察官)

8 番の方については、冒頭陳述を同時通訳で行ったと思いますが、説明を聞く上で、同時通訳が聞きづらかったとか、同時通訳のせいで検察官の話が聞こえなかったということはなかったでしょうか。

(8 番)

そういうことはなかったです。通訳の人の声が聞き取りやすかったので、特に内容で聞き取りにくいということはないです。

(弁護士)

検察官と弁護人は最後に論告、弁論ということで意見を述べ合うわけですが、弁護人の弁論について分かりやすいのか、分かりにくいのか、またそれは、事件として分かりにくかったのか、それとも表現として分かりにくかったのかという観点で率直な御意見をいただければと思います。

今ここに1番、5番、6番の方の事件の担当弁護人がいますので、忌憚のない御意見をいただければ参考にしたいと思いますのでお願いいたします。主張に納得できるとかできないということもあると思いますし、また、例えば言葉が難しく表現として分かりにくいということもあると思うのですがいかがでしょうか。全国的に弁護人の弁論が分かりにくいとの御意見が多いのでお伺いしたいと思います。

(裁判官)

弁護人の主張が自分にとって腑に落ちないという意味で分かりにくいのか、それとも話し方や文章が分かりにくいのかという観点からはどうでしょうか。

(1 番)

それぞれの立場で発言していることなので、分かりにくいとは感じませんでした。

(5 番)

覚せい剤ということではいろいろ法律がありますし、それがちょっと分かりにくかったのですが、説明もしていただきました。また、正犯とか共同正犯など聞き慣れない言葉もあったのですが、事前に説明していただきましたし、法廷で話を聞いた後に、評議室で裁判官から説明していただきましたので、比較的分かりやすかったです。法廷ではぴんとこなかったところもあったのですが、フォローをしていただきましたので比較的分かりやすかったです。

(6 番)

分かりにくかったことはなかったと思います。検察官の論告はずっと一人でやっていて、弁護人は二人で交替でしている感じでしたが、どちらがどうということとは言い難く、どちらも分かりやすく説明していただいたと思います。

評議・判決について

(司会)

ありがとうございました。それでは、評議の方に入らせていただきたいと思います。審理が終わりますと、評議、判決となりますが、それについての御意見、御感想を伺いたいと思います。評議室で裁判官と一緒に、事実の認定についてや被告人の量刑について話し合っていたと思いますが、まず、評議の時間のかけ方は十分だったかどうかという観点からいかがでしょうか。

(2 番)

評議の時間は十分にあったと思います。一つのことを繰り返し繰り返し話し合っていて、良い評議だったと思います。

(8 番)

評議の時間自体は、それくらいなのかなと思ったのですが、いざ判決をどうしましょうかと言われた時は、ああもうそんな時間なのかと思いました。判決という言葉が言われた時には、長いのか短いのか、どっちなのかなという感じがしました。

(裁判官)

最後の量刑を決めるところの話ですか。

(8 番)

量刑を決めると言われた時に、評議は時間的にはそれくらいなのかなと思ったのです。しかし、いざ判決ということになったら、自分としては評議の時間が長いのか短いのか分からなくなってしまったということです。

(裁判官)

あとどれくらいあったらよかったでしょうか。

(8 番)

そう言われると、よく分からないのですが・・・。

(2 番)

判決の時間に関してはちょっと短いなと思いました。いろいろ評議したのに、あっさりもう判決をしなければならないということになって・・・。大事な部分なので、もう少し時間に余裕があってもよかったのかなと思いました。

(弁護士)

時間というのは、例えば、あと何分で決めないといけないという時間が短かったのか、それとも、「しばらく時間を置いてから量刑を決めましょう。」というそこまでのタイミングが短くて、急に唐突に量刑を決めるという話が出てきてしまったとおっしゃられているのかどちらでしょうか。

(2 番)

量刑を決める時間です。

(司会)

もう少し早い時点で、「もう少ししたら量刑を決めましょう。」といった事前のアナウンスがあったらよかったでしょうか。

(2 番)

何分あればよかったとかはよく分からないのですが、量刑を決めるということ

は大事な部分なので……。話をしているにもかかわらず、止まったりだったので、刑を決める時間は何分ぐらいありましたか。

(裁判官)

私は、だいたいどの事件でも同じ進め方をしているのですが、前半部分は事件の内容を確認します。事実は間違いがないか、争いの部分があればそれも確認して、次は量刑を決めるという時になったら、個々の事件の中で見えてくる要素を裁判員の皆さんにお話いただき、「どの部分に皆さんは注目されますか。」といった問いかけをさせていただきます。その後、皆さんの意見を集約し、最後はいろいろなデータを見ながら、判決を作っていくという方法を取っています。

今、お話を伺っていて思ったのですが、私の意識の中ではいろいろな事件を見る時に、「どういう部分に重みをつけて考えますか。」とお尋ねしているところから量刑の話をしているつもりなのですが、皆さんからすると最後の量刑を決める部分のところでいきなり判決を決めるという捉え方をしているようです。その部分の差で、私は時間をかけているつもりでも、皆さんは時間を短く感じていらっしゃるのかなと思ったのですがいかがでしょうか。半日結構時間をかけてやっているつもりなんです。やっぱり最後の量刑を決めるというところでいきなり刑を決めるという感覚になってしまうということでしょうか。

(2番)

そうですね。

(裁判官)

そこは、御意見を参考にさせていただきたいと思います。

(司会)

それでは先ほども少し出たのですが、否認事件において、専門用語や法律用語について十分に理解しながら議論することができたでしょうか。裁判官は、裁判員がその点について理解できるようにきちんと説明をしていたでしょうか。

5番の方は、先ほど説明を受けてよくわかったとお話いただきましたがいかが

でしょうか。

(5 番)

やはり専門用語が出てくるのは仕方がないと思いますし、それを分かりやすく表現を変えてしまったりかえって分かりにくくなってしまったりすることもあると思います。正しい表現のままで「これはこういうことなのですよ。」と裁判官に説明していただきましたので、分かりやすかったです。

(司会)

1 番の方の A 事件、2 番、3 番の方の B 事件では、殺意や他にも争いがあったわけですが、その辺りの専門用語は十分に理解できたでしょうか。

(1 番)

十分理解できました。

(2 番)

問題ありませんでした。

(司会)

その点については、他の皆さんも問題はなかったでしょうか。

(一同うなずく。)

(司会)

次に量刑を決める際に、量刑の考え方について、裁判官からきちんとした説明があったでしょうか。2 番の方はいかがですか。

(2 番)

量刑を決める際に、このような人には何年の刑が科せられたということが書いてある資料を事前に配ったと思うんです。僕はあの資料を見なかったのですが、あの資料は、直前ではなく、もっと前の段階で見た方がよかったのではないかと思います。直前を見ると気持ちが揺らぎますし、もし、前に自分があの資料を見ていたら、違う結果になっていたと思います。

(裁判官)

もっと前の時期で見た方がよかったという御意見ですか。

(2 番)

直前に見ると考えが変わるといえるか、この罪でこのくらいの刑なのかという考えになってしまうのではないかと思います。

(裁判官)

逆にそれに拘束されてしまうといけないと考えて、皆さんのいろいろな意見が出るまで資料をお渡しするのを控えているのです。

裁判所では、被告人の生い立ちなど一般的なことではなくて、まずどういう犯罪が行われたかという部分に着目して刑罰はそこを中心に決め、それに被害弁償や反省要素や更生の可能性を付加して修正するという手法をこれまでもやっていますし、これからもやっていくことにはなりますが、その点の理解はいかがでしょうか。被告人の更生のためという観点ではなく、まず犯罪の悪質さから検討しましょうということをやったつもりなのですが、その辺は御理解いただけましたでしょうか。

(5 番)

まず初日に今回の犯罪の処罰について、これだけの範囲の中で判断しなければならないとの説明がありましたので、その中で考えましたのでだいたいは見えてきました。量刑を決める直前にいただいた判例の資料ですが、私は覚せい剤の事件だったので結構データ量がありました。期間の長短や正犯なのか幫助犯なのか、お金がどのくらい動いたかという内容でした。それを見ると、金額が高ければ罪が重いと一概に言えないこともあり、とまどいがあったことも確かです。しかし、その資料がなかったらどこら辺が妥当かという指標が見えないとも思いました。

(裁判官)

事実認定も難しいのですが、皆さんは刑罰を決めることに一番責任を感じられて難しかったと思います。そこはどうでしたか。4番の方はいかがでしょう。

(4 番)

被告人の将来がこれから決まると思うと責任感を持ちました。被告人の一生がかかっていると思うと、慎重に考えなければならないと思いました。

最初に裁判員みんなで話し合ってから、次に資料をもらうというのは、順番的によかったと思います。

(司会)

次に、評議の内容をきちんと反映した判決になっていたかどうかという点についてはいかがでしょうか。6番の方はいかがですか。

(6番)

みんなで延々半日以上議論して出たいろいろな意見を凝縮して、誰が聞いても分かるように判決文にまとめたことはすごいと思いました。説得力があって、評議の内容が尊重されたものになっていました。

(司会)

任務を終えてのご感想はいかがでしょうか。ほっとされたという思いもあったかもしれませんが、いかがでしょうか。4番の方はいかがですか。

(4番)

最初当たった時は、いやだなと思いましたが、終わってみると良い経験をさせてもらったなと感じ、今はやってみてよかったと思います。もちろん家族にも、当たったらやったほうがいいと勧めます。

守秘義務について

(司会)

裁判員をやっていただいて御負担に感じることの一つに守秘義務があるかと思いますが、その点について、御意見をお伺いしたいと思います。評議の経過や評議での意見の多少、評議での意見の内容、記録から知り得た被害者等のプライバシーに関する事項等は、守秘義務として、お話していただくことができないということになっていますが、守秘義務の範囲・内容は説明を受けて理解できましたでしょうか。また、守秘義務を課せられることに対する負担感がありましたでし

ようか。

(裁判官)

みなさんに、このようなことは言うてはいけないですよという説明をさせていたいただきましたが、負担感があったのでしょうか。それとも、それは仕方がないと思われたのでしょうか。

(3 番)

それは仕方がないと思います。私自身、裁判員をしたことを友達に言っていないのです。家族は傍聴にまで来てくれて、私を誇りに思っているようですが、私の場合は殺人未遂事件だったので、理解してもらえない気がして、まだ友達には話していません。

(6 番)

負担感はまったくありません。職場の人も「いい経験をしたね。」と言うだけで、裁判がどのようなだったのかということも全然聞かないんですよ。ですから、守秘義務の負担感も、まったく感じていません。

(1 番)

守秘義務に関しては、負担に感じることはありませんでした。

これから裁判員となられる方へのメッセージ

(司会)

それでは、最後に、皆さんが裁判員を経験されたことを踏まえて、これから裁判員となられる方へのメッセージがありましたら、お聞かせください。

(2 番)

私はどちらかという裁判員になりたかったので、選ばれた時には喜びました。そしてやってよかったと思っています。ふだんはできない経験ですし、裁判の流れも知らなかったのですが、裁判員をやったことで裁判についても知ることができてよかったと思います。

(3 番)

なかなかできない経験でした。年初に書類が送られて来た時には中身も見ずにいたので、選任という段階になって初めて書類を探したような状況です。DVDを見ようかしらと思っている間に選任手続の日が来てしまいました。

友達には裁判員を経験したことをまだ言っていませんが、家族には裁判員に当たった時にはやったほうがいいよと言いたいと思います。事件関係の事柄に理解を持つ心の余裕があってもいいと思うので、家族にはぜひ勧めます。

(4番)

私もやってよかったなと思います。3番さんと同じで、年初に書類が来た時にはそのまま放っておいたので、12月に裁判所から呼出があった時には、私は何か悪い事をしたのだろうかと思って驚きました。しかし、中身を見て裁判員のことを思い出し、嫌々裁判所に出頭したら、裁判員に当りました。でも、今ではやってよかったと思っています。家族にはいつも勧めていますし、周りの人にも勧められています。

(5番)

良い経験をしました。裁判の最終日に感想を求められた時にも、「今後周りの人に呼出状が来た場合には「やってみろ。」と勧めたい。」という話をさせていただきました。事あるごとに、「1回でいいからやってみろ。」という話をさせてもらっています。良い経験になると思います。

(6番)

ぜひとも勧めたいと思います。一皮むけますから・・・。

(8番)

個人的には良い経験をさせてもらったと思いますが、ただしそれは事件の内容によると思います。もし自分の事件がコンビニ強盗ではなくて、強盗殺人やストーカー殺人などであれば、終わった後に少しナーバスになっていたかもしれないと思います。私は、周りで裁判員に当たったという人がいても無理に勧めることはないと思います。「私は良い経験をしたけれど、よく考えてからしたほうがいい

いよ。」と伝えたいと思います。

(1 番)

もし、今後裁判員に選ばれることがあれば参加したいと思いますし、辞退することはないと思います。初めての経験で、被害者の家族の話を聞いたり、遺影を見たりした時には、とても心に重く感じました。そして、その時は分からなかったのですが、判決を下すということに自分がかかわっていく責任の重さを感じました。裁判の進め方や判決の表記の仕方についても、十分に時間をかけてもらったので納得した上で判決をすることができましたが、判例の資料を見て、この刑については何年が妥当なのかと考えた時には、裁判に裁判員が必要なのかということもちょっと考えました。ある程度の事件について裁判員がかかわっていくということですが、裁判員がかかわるのはどうして重い事件でないといけないのかと考えてしまいました。

(司会)

ありがとうございました。それでは、これで、意見交換会を終了させていただきます。お疲れさまでした。

以 上